

出雲市建設キャリアアップシステム活用促進実施要領

(一年一月一日なし第一号)

(目的)

第1条 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。本要領は、出雲市が発注する公共工事において、CCUSを導入・利用した工事に対するカードリーダー設置費用等の計上基準及び工事成績評価の加点基準について必要な事項を定めたものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) CCUS 技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みをいう。システムの運営主体は、一般財団法人建設業振興基金である。
- (2) カードリーダー CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
- (3) 下請事業者 建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- (4) 技能者 元請事業者及び下請事業者の現場従事者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- (5) 就業履歴数 CCUSカードのカードリーダーへのタッチ等により工事現場への入場について就業履歴を登録された数をいう。
- (6) 現場利用料（カードタッチ費用） CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用をいう。
- (7) 登録事業者 元請事業者及び下請事業者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関するCCUSの利用者をいう。
- (8) 登録技能者 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- (9) 登録事業者率 CCUS登録事業者の数／元請事業者及び下請事業者の数をいう。
- (10) 登録技能者率 CCUS登録技能者の数／技能者の数をいう。
- (11) 就業履歴蓄積率 CCUSカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した者の数／工事現場へ入場した技能者の数をいう。

- (12) 計測日 登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとし、工事の現場着手から2箇月後を初回とし、以降3箇月に1回の頻度で設定することを標準とする。なお、平均値の算定に必要な計測日が3回以上となるよう必要に応じ計測間隔を変更すること。
- (13) 平均登録事業者 登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- (14) 平均登録技能者率 登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- (15) 平均就業履歴蓄積率 就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

(対象工事)

第3条 CCUS設定対象となる工事は、都市建設部（建築住宅課除く）所管事業及び農林水産部所管（農業農村整備事業・森林整備事業）、上下水道局（下水道建設課）を対象とする。ただし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による事業費には充当しないこととする。

(CCUS活用に係る費用計上の基準)

第4条 費用計上の基準は、前条の対象工事において着手時に工事打合簿により行い次の5項目を達成した場合、カードリーダー設置費用（新規購入分）及び現場利用料について、受発注者の協議により支出実績に基づき精算変更できるものとする。ただし、他の助成金等を利用する場合は対象外とする。

導入項目	基準
事業者登録	元請事業者。下請事業者の登録は問わない。
技能者登録	1名以上の技能者の登録
現場登録	当該現場の登録
就業履歴の蓄積	1回以上の就業履歴数の蓄積
現場へカードリーダー等の設置	当該現場での設置
※ 既に事業者登録及び技能者登録を終えている場合は、事業者登録と技能者登録の条件は満たしているものとする。	

- 2 受注者が費用を請求する場合は、精算変更までに工事打合簿により協議する。
- 3 費用の積算方法は、工事請負率の対象とし、以下のとおり支出実績に基づき現場管理費として積み上げ計上する。なお、諸経費については、全て対象外とする。
- (1) カードリーダー設置費用等は、購入を証明する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を次のとおり計上する。なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は費用計上しない。また、耐用年数（4年）が経過するまで適切に管理するものとする。

カードリーダー又は顔認証型リーダー		カードリーダー以外の機種(パソコン・タブレット等)	通信費
OS	単価(円/台)		
Windows	1万円(税抜)を上限	2	計上しない
iOS	3万円(税抜)を上限		

(2) 現場利用料(カードタッチ費用)は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、計上することができるものとする。なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、一般財団法人建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

(工事成績評定要領に基づく加点)

第5条 第3条の対象工事は、建設工事成績評定において加点する。

2 評価基準と加点は、次の「利用3項目」を全て達成した場合、主任監督員の「6. 社会性等 1. 地域への貢献等 8. その他」で2点加点する。

利用項目	基準
平均登録事業者率	70%以上(登録事業者数/元請事業者及び下請事業者の数)
平均登録技能者率	60%以上(登録技能者数/技能者の数)
平均就業履歴蓄積率	30%以上

3 実施方法は、受注者が、工事期間中に継続して就業履歴等の蓄積を行う場合は、契約の締結後、工事打合簿で確認する。

4 基準の達成状況の確認方法は、受注者が前項に掲げる各指標に係る基準の計測日における達成状況を記載した資料を、工事完成日までに発注者に工事打合簿で提出する。

(その他)

第6条 本要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

2 CCUSへの登録及びシステム操作等に関する問合せ等は、管理主体の一般財団法人建設業振興基金に直接行うこと。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。